



にちじょう かじ てつだ
日常の家事をお手伝いします！

おやかていとうにちじょうせいかつしえんじぎょう
☆ひとり親家庭等日常生活支援事業☆

ひとり親家庭などの方が一時的にお困りのときに、家事をお手伝いします。
利用には事前登録が必要です。

利用できる方(全てに該当していることが必要です。)

- ・市内在住のひとり親家庭等で、児童扶養手当の受給世帯と同等の所得水準世帯
- ・家事について、同居又は近隣在住の親族などの支援を受けることが困難な家庭
- ・他の制度(障害や介護など)のヘルパーを利用していない家庭

こんな時にお使いください

- ・生活環境の大きな変化(ひとり親となって間もない場合など)
- ・技能習得のための通学、就職活動など
- ・疾病、出産、看護、残業、出張及び学校等の公的行事への参加など

こんなお手伝いができます

- ・食事の準備、後片付け
 - ・住居の掃除
 - ・生活必需品等の買い物
 - ・その他(洗濯など)
- 児童の保育はできません。



【対象外の家事】
特別な料理、高所の作業、
レンジフード・エアコンの清
掃などはできません。

お手伝いの回数・時間など

3回(1回延べ2時間、2か月以内)

派遣は原則午前9時～午後6時の間で、後日事業者と調整していただきます。

利用料金(1回2時間あたり)

生活保護世帯・市民税非課税世帯	児童扶養手当受給水準の世帯
なし	300円

家庭生活支援員について

- ・この事業は相模原市が年度ごとに事業者に委託して実施します。
- ・委託事業者が、ホームヘルパー等の資格を持った家庭生活支援員をご家庭に派遣します。

利用の流れについては裏面をご覧ください。

○ひとり親家庭等日常生活支援事業 利用の流れ

①利用登録申請

市ホームページからのWEB申請、お住まいの区の子育て支援センターへの来所、郵送のいずれかの方法で、利用登録申請を行います。

申請が簡単にできます！

WEB申請はこちらからどうぞ

右のQRコードから
市ホームページで
事業名を検索



②利用登録決定

申請後2週間程度で、利用登録決定通知が届きます。自己負担額、利用登録期間、利用回数、委託事業者の連絡先などが記載されていることを確認します。



③派遣日程の調整

直接委託事業者に連絡して、家庭生活支援員の派遣を受ける日程を調整します。希望する家事の内容を伝えます。

④派遣の実施

自宅で家庭生活支援員の派遣を受けます。開始から終了までの間、ご本人は在宅していることが必要です。



⑤自己負担額の支払い

委託事業者に自己負担額を支払います。

引き続き生活援助が必要な場合には、他の手段をご検討いただくこととなります。別のサービスの登録に時間がかかるなど、やむを得ない場合に限り、継続利用申請が可能です。

○お問い合わせ・利用登録窓口

お住まいの区の『こども家庭相談員』へ 来所の際は事前に電話で予約を取ってください。

受付時間 月～金(土・日・祝日はお休み) 午前9:00～午後5:00

緑子育て支援センター TEL 042-775-8815

〒252-0143 相模原市緑区西橋本5-3-21(緑区合同庁舎3階)

津久井保健センターでも事前予約により相談をお受けします(火曜日のみ)。

希望される方は緑子育て支援センターまでお問い合わせください。

中央子育て支援センター TEL 042-769-9221

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-1-1(ウェルネスさがみはら1階)

南子育て支援センター TEL 042-701-7700

〒252-0303 相模原市南区相模大野6-22-1(南保健福祉センター3階)

令和5年4月発行 相模原市子育て給付課 042-769-8232